

資料 6

い。

未八月

長野大学殿

一見源藏

天文 □ 平景虎

くわじり □ 壊めの義急度申付置者也

の文書は同家の家宝であった頃在東京にある由。林与六郎は斎京家の開祖で、謙信の上洛の際随伴し、斎京の姓を与へられたといわれる。

中ノ保氣比神社(越前)の氣比神社から分靈と伝ふる)の神官長野家文書には、

今般其方儀南葉山宝前において來ル廿八日より一七日の間御祈禱被仰付候、抽丹誠司被為勤行事、

(二)水禄四末年春日山上杉より被仰付事」の添書きがある。

春日山城を考察する際には、以上の裏街道を重視する要がある。「越後古美聞書」の御館の記事に、「先前より御城へ移されて滅亡したのに比べれば、春日山城はその点において万全の備えがあった。食糧だけではなく、武器弾薬の補給、兵員の運用にも利する所が多かった」とみられ、築城者のすぐれた着眼による周到な配慮をもつべきである。

春日山城は、春日山西に当り、あるまゝ・くわとり・のぶ・ほともり、此四ヶ村也」とあり、御館方が食糧の補給路を構門諸矢倉等ヲ建設シ、壁スルニ白亜ヲ用、厳然北越雄鎮ノ城ニテ相繼、以來増築益嘗シテ、元天文正年間ニ至テ石壁長尾岡系ヲ、其盛ノ時ニ當テハ、城下ノ市家一万余軒、町数百八町、此他士大将ノ邸郭、士屋敷、後世本城山林ニテ反別百七十町余反ニシテ、赤坂山・岩木山・正善寺山・居田山辺迄モ春日山總称シ、藤新田・中屋敷・大豆・木田・薄袋ヨリ至徳寺・安國寺・轟・大場辺ト府内御館城ト経緯シテ、広漢タル城下總称セシモ塚・粟嶋・藤振・長野・石橋・京田・瀬戸川・古屋敷・久保野・狐木暮・藤振・長野・石橋・代官免・柳原・長拵・三本木・中ノ坪・舟塚・粟嶋・池屋敷・代官免・柳原・大立原此字ハ居館アリ・池田・本郷・下街道・館・醒生町・押出小路・大立原此字ハ居館アリ・石壁門・内外・御ノラシ、後世田畠ノ字ニ残ル處ヲ數レハ、櫻門通・大内・御轟・大場辺ト府内御館城ト経緯シテ、其跡へ毘沙門天ヲ奉祭シテ武神ニ移座シ、当城鬼門鎮守シ、其跡へ毘沙門天ヲ奉祭シテ武神シテ鎮守ナシ、城名ヲ春日山ト称シ、後・神社ヲ釐ナル東北角ハ勧修寺家ニテ姓ハ藤原ナレバ、樂城シテ春日山城ト称スルト云、又一説ニ上杉ヲ釐ニ移シ、此ニ樂城シテ春日山城ト称スルト云、又一説ニ上杉ニテ春日神社ノ社云ニハ天德、上杉家當國ヲ管領シテヨリ春日神社ニ年峰タケ峰ニ勸請トアリ、其後山頂ニ春日神社アル故春日山ト称附玉ヲ口碑ニ伝ヘタリ、暫時砦トシ、蜂ヶ嶺ト名此地タル、往古源義家卿奥州征伐ノ時、暫時砦トシ、蜂ヶ嶺ト名トシ、毘沙門丸トモ名附シト云、

「頭城郡誌稿」廿二 春日山古城

史料

桑取谷には、現在も槍や弓を所蔵する家が数軒あり、旧家の斎京家は、上杉謙信から桑取谷の守備を命ぜられていたと

- 〔上杉文書〕長尾為景書状(墨切紙)
○永正十年十月、上杉定実春日山に登城、為景堀内に移さる
大日本史料
- 福王寺掃部助殿
略○
内五奉移、明日向宇佐美在所可進陣分二候、爰元司「心安」候
略○上仍去十三日上様春日山御登城申候、則帰府十九日及進
越佐史料卷三
- 〔福王寺文書〕
○上
- 長尾弥四郎殿
十月廿三日
〔裏書〕永正十年十月廿六日到來
為景(花押)
- 彈正左衛門尉
恐々謹言
陣一分候、定此方之義司御心安候、万端取乱候間、早々啓候、
帰府候、今為景堀内へ奉移、明日者、向宇佐美在所可進
去十三以不思儀子細、(定美)春日山へ御登城候、當日先以返
尙以堅固之御動、此庶其口之卑共不漏御副専一候、仍爰元之儀
去廿一被遂ニ一戦、敵數多被討取之由候、誠御動心好存候
康応元年一月廿八日於三佐渡國戰死略○
- 〔鎌倉管領九代記〕
○永正六年七月、長尾為景、府内の館をすてて西浜に奔る
和二年一三七六年の書状が残っている。
- 〔注〕高景の越後守護代となつた年曆不明、天授二年(北朝
古田・中屋敷、町屋等ニテ、当時町家数萬余軒、町數百入町余ア
領セシモノニテ、海内海ニ戰國トナルニ当テ春日山城ニ移リ、大
ニシテ疑ヘカラス、貞治年間ヨリ上杉家此國府ニ住シ、當國ヲ管
トセシモノナリ、此等ヲ以テ是ヲ按スルニ、此辺總チ國府ノ旧跡
ノ村名子國府ノ時代大寺ノ廢跡ノ村落ヲ設ケ、其上寺号ヲ村名
地モ皆此近邊塙谷新田、善光寺源等ニアリ、又華園寺・日朝寺・正念寺・善導寺ノ旧
・治懸等ノ字残レリ、又華園寺・日朝寺・正念寺・善導寺ノ旧
トモシ、今モ此野辺ニ御館・大内・猩々町・檜門通り・押出小路
田県社・八幡村・安国寺村・至徳寺村・逆モ子府内或ハ國府
ノ、此日地ハ今、五智國分村・愛宕石國分村・毘沙門堂國分村・居
以テ中後分界スル時、当郡ニ創メテ越後國ヲ置レシモノナラ
此府ハ文武天皇ノ朝、越中ノ四郡ヲ割テ越後ニ属シ、立山ノ脈ヲ
〔頸城郡誌稿〕旧跡廿五、名所 越後府印跡
此三移テ、当城永々廢跡トナリ、○下略
転封。同四年ヨリ堀秀治此三居城シ、同十一年迄三福島城新築、
下町内経続セシモノト伝ヘタリ、此城地慶長三年景勝奥会津
- 御館辺ヲ以テ正シトセシ乎合スヘシ
国公司・郡司・守護代・領主・地頭ノ世々居住セラレシ旧跡ノ字
内ノ旧跡ハ、當時石橋原・木田原・薄袋・見帶・沖ノトノ地皆人民
一千有余年ノ間、昌盛ノ一都會ノ地タル知ルヘシ、依テ此國府
八

重()
本庄 玖介殿
大關勘由左衛門尉
定憲()
一於何事も各以談合執誓而棄惡、可被及其暖、若以
援々覺悟無同心、吾儘之擬方不致隱密、檢見者共以
交名陣中へ司注進申付之事
一信州之義兵之衆、以輪番不打絕号物見動、高乘源太方
○永祿三年八月二十五日、関東在陣の景虎、留守中の諸將へ捷を
示す
「上杉蒙古文書」前羽
越佐史料卷四
一城山竹木不可被剪採事
右可被守此条々、為檢見荻原掃部助・直江与兵衛尉・吉江
織部助幾置之上分別簡要候也、仍如件
一殘置留守中、各且自專且軍役方儀等云、分限相当之外、一廉有三
遇土人數已下、爾可被為在府事
一春日山要雪普請等不可有油斷事
一諸鄉内人脚等之義、檢見者一人宛被差添郷司小使堅司被
相触一事、但五十公郷之事
一於万不慮之儀出来者、頸城郡地下人春日山可被入置
就諸篇現無道狼藉族、不嫌甲乙人於立所可被加成
敗、若以偏頗被拘匿者、帰陣之上其主人へ一段司及び横
一事

いの事へはつめつて無用にて候。一、じの方より申じます候と
候て、用ひたすへまきしむりへへへ候。一、大宮坊のしゅた
もの共にめた^{議合}か候て、ばらかみわあせば、しかとへたらつて
におへへへ候。ひつきやうは火事の用心かん要候、くらにあき候
とおひひきり候、レヒヒとしてへしてたくの物とみだれ、ばらかみね
候間、おのへかくびへすわり、ばらかみねをばらかくへる
しさおへも共、かつはつにいたつて、輝^(虎)したへも入ざる事
の共しせの事も候てやぞへておひき、又おのへやぞ
おへへ候、やのへおおほんへんのくじつおき候間、いの
て柿家^(景)にそへ一人も三人も可^レ返候間、^(春日山)はかみの事へかに
おへへ候、こ^モも越^(長尾虎)守^(正)江守其方ともおき候、や
略^(上)一、じめのへらにいひせ候代物をも、いつれをも実城に

○永祿七年三月四日、関東在陣の輝虎、春日山城の死守を嚴命

○^{歴代古案} 越佐資料卷四

〔注〕信濃史料は、この書状を、永祿七年に掲げている。

金津新兵衛尉殿 ○以下七名略ス

輝虎(花押)

三月十五日

司申候、此外不^レ申遣候、謹言

藏田五郎左衛門尉とのへ

武^(永祿)五月廿七日

候、謹言

輝虎(花押)

までにこゝ元にとめ候、こ^モ九郎太郎・清介^(所)より申じすべ

を申しけへへ候、いせじじ候がかいのもの、よしうし候間、い
くらしまつかた、なおへ、おもたらさんかういたし、かたぐれ
く食^(春日)事^(正)のふつらの事、かすかのやまのふじの事、
あはい、かすかのひのひ次用心^(正)の事、^(春日)かくらさんかういたし、じ
ききてかくた候あいた、じょやすかへへ候、ばくべ又^レいのやぶへの
の御事、じともどへひつとり候、かれこれじゆくにじゆくに
しそぶゑんこにゆい付、た(臣)島守^(正)にあつけ置候、仍たもははや
だまい参^(上)りとし、御はらじじ候、よおじひ入候、仍たもははや
越佐資料卷四

○^{聽闇集古文書}○後越
城普請等につき指示

○永祿五年二月十七日関東在陣中の輝虎、府内春日の火の用

心

一越中の人質、細々いらへ令^レ用心^レ、油断有間敷事

覚

越佐史料卷四

○^{上杉文書}一〇羽前

越中口に対する手配

○永祿四年八月二十九日、政虎川中島の陣中より人質の洋意と、

廿八日越府ニ御着城ナリ、道澄へ至徳寺ヲ東シテ御旅館トス、安

同道在テ、今頃橋城ヲ御発転アリ、從者如雲行隊旅館タリ、同

永祿四年六月廿一日照光院道邊 知恩寺安州上人、故管領憲政御

○^{上杉文譜}

○永祿四年六月二十八日政虎越府に着城、賓客の宿を至徳寺とす

○^{上杉文譜}

○^{上杉文譜}</p

○永祿十二年二月二十九日輝虎、里見義弘に繁長討伐の状を報告
自此越相ノ間、其交リ弥淺カラス、管領モ氏康ノ志ヲ感シ給フ
神田右衛門・三上又六等也、各第宅ヲ賜ル、三郎主享年十七才也
斯、小田原ヨリ相從フ輩ニハ、遠山左衛門佐・近藤廉治郎左衛門
・近辺三雄威ヲ振リ、特ニ武田信玄ハ潜ニ逆意ヲ内通ス

宗・芦名盛氏・弥次郎進退頗而意候間、彼兩所為一志可三赦免^{二月廿九日}
去廿五息三郎於御城中一被遂御祝儀之由、誠以千秋万歲之至、
於愚老者、本望滿足不足過之候、近日以使者御祝儀司申展候、
氏政者敵陣粗近遂對陣之間、此度不及御返事候、非無沙汰^{之由存候、是も越山為可急如此候、略}
候、驪而以使可申入候、愚老相心得可申達由候、恐々誰言^{里見太郎殿}
十六日繁長の降伏をゆるす。
〔注〕輝虎永禄十一年十一月二十日春日山出発、十二年三月二^{〔注〕}
○元書元四年四月輝虎、北条氏康と和し、氏康の子三郎を春日山^{〔注〕}
○元書三年九月十八日越中在陣の謙信、戦況を報じ春日山の守備^{〔注〕}
氏康(花押)
五月十九日
山内殿
〔注〕
○元書元四年四月輝虎、北条氏康と和し、氏康の子三郎を春日山^{〔注〕}
を指令
「歴代古案」四〇羽前
如廢先書内々お付て可相越へ、敵陣殊外もミ、人數引^{〔注〕}
郎・長尾左衛門入道、路次ラ警衛ス、越府ヨリ追々諸子ヲ遣シ^{〔前略〕同月中旬北条三郎主厩橋ヲ発足ス、由良信濃守・同新太}
行路ノ用心、旅館ノ守兵鎧々ニ仰付ラルゝ故、道中無レ詰越後ニ著^{〔記〕管領兼テ春日山一丸ニ居館ラ経營シ、三郎主ノ居構ト}
者申候、緑頸城無ニ何事一候、早々春日山へ移候て、直江談合^{〔記〕本庄弥次郎在府隣落、就之此口ニ立馬衝頭、然伊達湖}

○右、山城ノ防備ヲ嚴セモノナラズ、信玄ノ兵、信濃野尻城ヲ	○左、原伊賀守とのへ 大手門何も急度可申付候、普請以下は又愈不可。油断候、当口	○右、輝虎、武田信玄より越後の虚ラ麗ハゾコトヲ慮リ、春日	永禄七年四月八日、輝虎沼田から長尾政景に、府内春日の警備	○榆井文書〇上杉輝虎公記所収 越佐資料卷四	去三日之切書、今日到着、披見、信州境並越中國無事、府内春日	用心以下無油断之由簡要之至候、如来札小山之事頻而懼望之	間、任其意候、佐野も仕言半候、桐生事者令出仕候、然聞一昨	日厭橋へ納馬、今夕倉内留田(留)より著城、明日可越山候、可心安候、	カ許ニ押入テ藤景ヲ討チ、即刻春日山ヲ去テ、居城村上三籠城シ
細々音問喜悦候、府内春日火之用心無油断其心懸専一候、大門・	細々音問喜悦候、府内春日火之用心無油断其心懸専一候、大門・	○右、輝虎守とのへ 大手門何も急度可申付候、普請以下は又愈不可。油断候、当口	大手門何も急度可申付候、新発田属張守小使之者共ニ	追而、門番以下、急度可申付候、新発田属張守小使之者共ニ	也能々加意見尤候、以上	永禄七年(承応七年)八月廿四日	輝虎(花押)	感田五郎左衛門殿	越佐史料卷四
細各可申遣候也、謹言	猶以不可有差議候、敵之刷、言語不似体候、可心安候、巨	○右、輝虎守とのへ 大手門何も急度可申付候、普請以下は又愈不可。油断候、当口	能々加意見尤候、以上	永禄十一年四月下旬本庄繁次郎繁長宿志三依太尾源江藤景	○永禄十一年四月下旬本庄繁長春日山を去つて村上に籠城	〔上林年譜〕十二	越佐史料卷四	〔上林年譜〕十二	永禄十一年四月下旬本庄繁長春日山を去つて村上に籠城
を注意	鼻聲スルコト、四月是月ノ条ニ見テ、	○右、輝虎守とのへ 大手門何も急度可申付候、普請以下は又愈不可。油断候、当口	能々加意見尤候、以上	永禄十一年四月下旬本庄繁次郎繁長宿志三依太尾源江藤景	〔上林年譜〕十二	越佐史料卷四	用心以下無油断之由簡要之至候、如来札小山之事頻而懼望之	間、任其意候、佐野も仕言半候、桐生事者令出仕候、然聞一昨	日厭橋へ納馬、今夕倉内留田(留)より著城、明日可越山候、可心安候、

○水様七年八月二十四日信濃在陣の輝虎、大門・大手門・城普請
はより候条是又可心安候、そのふたんからすへく候間
すへ候間可心安候、いかにみへりもの仕合共見事にそ
ひへへ候、一、ひめじゆき候て、当月廿日には帰府
長尾越前守殿
卯月八日
輝虎(花押)
水様七年

○中春山中にくるわ／＼有て、搦手の上にハ大き成堤あり、其上ハ
館と申、場敷狭し、大場町。小田町として大手搦手に町あり、其
御館の城ハ弘治年中に縣上ヶ玉ひ、管領憲政公を居置玉ふ故、御
居置玉ふ、御子も被へ為出、嘗平次様と弔御入魂にあり、略
様御姉(カミ)被成、景虎の御名乗被へ為進、御一のうちらゆう曲輪
上又小田原北条氏康の御子三郎殿と申を御養子に被へ成喜平次
略^(景勝) 越佐資料卷四

○天正六年三月二十四日、上杉景勝春日山城主になりしことを小島職鎮に報じ、物を贈る

「上杉家文書」上杉景勝書状(堅切紙) 大日本史料

總用一書候、爰元之儀可^(ア)心^(ハ)元候、去十三日謙信不慮之虫氣
不^レ被執直^一遠行、力落令^レ察候、因^レ茲遺言之由候而、実城へ可^レ移^ル由、各強而理候条、任^レ其意候、然而而信闇諸譖無異儀候、
可^レ心易^ル候、扱亦吾分事、謙信在世中別而懸意、不可^レ有^ミ忘失^ミ候、
儀肝要候、當代取分可^レ加意之条、其心得尤^ミ候、猶喜四郎可^レ申
追啓、謙信以為^ミ遺言^レ刀一腰次吉作、秘藏尤候、以上候、穴贋^レ、

三月廿四日 景勝(花押)

○天正六年四月三日、景勝若名盛興に対し右と同様友好を求める
「上杉家文書」上杉景勝書状(堅切紙) 大日本史料

總述、仍去月十三、謙信不慮之煩不^レ被^ミ取直^一遠行、恐怖可^レ有^ミ

○天正六年五月二十一日、越佐史料卷五
城主桃井伊豆守^(義孝)本田岩見守其外々様衆是も同日二千許にて御館中
翌日も人數五六千にて御城一向、両日勵、御城堤疊送取詰処、城中
隨一人の人々堤表に打出、參事慶^{（我さき）}にと戰け、御館の引者引
しりそく、敵數百人討取、其日暮に死也。寄手貞^{（伊豆ふか）}手散々に討食、其後
今度於荒川館相様之段神妙疾^{（弥可）}、抽^{（粉骨）}一事專用候也
○天正六年五月二十一日、荒川館に戦う
越佐史料卷五
○天正六年五月廿一日
景勝
片桐内匠助殿
〔注〕豊野藤左衛門、広居善右衛門あるの感状はほゞ同文、印
し広居あては廿三日
〔記〕天正六年五月二十一日、春日山に籠城し、奮戦せしものに對
る景勝の感状
〔前〕歴代古案二〇羽前 越佐史料卷五
今度不慮之念劇一付而何茂致^{（退散）}候處、吾分事者、勘悉、就中

○天正六年五月十六日十七日、春日山城下に激戦
○是後、大場三戦フコト、七月九日、二十七日、九月二十六日
福主寺兵部小輔殿(魚沼郡下倉城守將)
ノ条二見エ
「景勝一代略記」
○天正六年五月十六日十七日、春日山城下に激戦
越佐史料卷五
五月十六日早天に東条佐渡守逆心仕、春日町に火をかけ御城の難
「景勝一代略記」
より家数三千間計焼払、我館に居ながら敵に成也、其日同時、さ
めかを頼江宗堯書一干余の勢にて御館へ御方方に参する。又信州館山

(義孝)守田岩見守其外々様衆是も同日二千許にて御館

〔古代古案〕三
就諱言遠行之儀預使僧忝候、仍先段如申入候、^上上參賈上參賈小弱無曲據故、去十三當館江相移、備堅固候、春日山之儀押詰不為開外張候、受許様琳可御心安候、殊更甲府無一申合候之矣、武田左馬助方受許樣琳可御心安候、^{武田領}甲府無一申合候之矣、武田左馬助方為物主、人數信局迄被立置候、就貴國之儀、從前々互二北衆莫被仰合船目者、於向後者、弥入魂可申深申談候意趣者、相府被仰合船目者、於向後者、弥入魂可申覺悟候、御同意付而者、可為本望候、此時候間、一途御取持

○天正六年五月二十三日、景勝、斎藤神七郎の秀吉の戦の戦功を賞す
○歴代古事記○羽前 越後史料卷五
今度於愛宕相模之段神妙候、亦可レ抽^レ「粉骨」者也、
天正十六年五月廿三日
斎藤神七郎殿
〔注〕以上之外、景勝の感状參じ

林 加兵衛殿
六二

天正六年五月廿二日
姫屋夜走廻事、誠以忠信無比類候、依之數神之内大石村充行候、知行不可有相違候、仍如件

○同 上
○歷代古案^ノ羽前 越佐史料卷五
之上望之通可申付者也
天正六年五月廿二日
之慶愛元念劇、悉令關落之處、遂籠城一走廻之段神妙候、本意

○同 上
○上杉年譜^ノ二十
今度念劇之處令三矢落之處、遂籠城一走廻之段神妙候、本意之上
一騎一挺之通可申付候也

天正六年五月廿二日
景勝
大石兵部丞殿
五月廿二日
景勝
越佐史料卷五
天正六年五月廿二日
之慶愛元念劇、悉令關落之處、遂籠城一走廻之段神妙候、本意

○同 上
○歷代古案^ノ羽前 越佐史料卷五
之上望之通可申付者也
天正六年五月廿二日
岡田重左衛門^{トシマサモン}
景勝
天正六年五月廿二日
越佐史料卷五
之上望之通可申付者也
天正六年五月廿二日
岡田重左衛門^{トシマサモン}
景勝

同 安芸守殿
北条丹後守殿
六月八日
大天正六年
景勝
條、如何モ其方分別次第候、更無動天候、謹言
一人於「當城一切腹之處」思定候之間、此時者外郭之備モ不入之

候者、自他之覺不過之候、尙彼使僧口上申合候条、不能細筆一
候、恐々誰言
景虎
五月廿九日
尹天正
修理大夫殿
尹名

(上杉家文書) 武田左馬頭より
「上杉彈正少弼殿」
大日本史料

〔封書ワリ書〕
武田信豊より
「上杉彈正少弼殿」
蒙仰旨、至于御寔美^ミ者、御警訓可^シ給置^ス之由、申届候処、速被^ニ
相認^一、被^ニ指^ク越^ヘ候、喜悦^ハ候、幸勝頬海津著陣候間、右之趣^ヲ具
申聞候、委曲附与^シ彼口^上候間、不能^シ具候、恐々謹言
六月十二日
朱印

上杉彈正少弼殿

○天正六年六月十一日、十二日の戦いに府中に放火し、御館を焼
城ばかりす
〔歴代古案〕 越佐史料卷五
去十一・十三両日相動初^ニ上移^シ衆^ノ宗徒^ノ者數多討^シ、府中之儀者勿^リ有
論、館際迄放火、渠城計ニ成置候、荒角見^シ候^ト而、落居不可^リ

「武家事記」卷五 越佐史料
元ノ儀無ニ心元ノ候而飛脚被指越一書悦之至候、仍當城弥堅固備、士無油斷申付候、揚北之譜面々何在城、近日彼面之人數打著之条、凶徒可^レ打果儀案之中候、扱又甲州之儀、武田典厩并高坂彈正以三取成^レ、勝賴へ此方入魂、何而モ当方差図次第可^レ及三其行之由之條可^レ心易^レ候、然者人留之儀度々無曲様^レ被^レ申越^レ候、先以無余儀^レ候、雖然^(景虎)三郎被^レ取除^レ、翌日ヨリ北条之共押懸^レ、証人ヲ取^レ、武色三不^レ及迄之仕合之間、サテ^キ父子寔悟相誓候力思候而人留之儀堅申付候、身之存所モ不^レ為^レ相違^レ候、老母ナ共被^レ呼取^レ候事、覚悟相違歷^レ候、取成族モ可^レ有^レ之候、身之心底不殘^レ露書物之間、此上之儀^ハ被^レ抛^シ少々之無心^レ、所存身之前トモカクニモ、謙信芳志不成^レ一方之事之間、其分別可^レ有^レ毛候力、専者謙信芳志之者共覺悟如何様ニ委候^ト、身之事只

論館際迄放火，巢城計二成畫候，羌角見詰^(謂)，落居不可有
去十。十三兩日相動初三十卯^(上移信)宗徒之數多計取，府中之儀者勿
越佐史料卷五

心底不殘露書物之間、此上之儀へ被^ハ抛^{ハシメテ}少々之無心^一、所存身
之前^トモカクニモ、謙信芳志^ノ不^成一方^ノ之事之間、其分別可
有毛候^カ、専者謙信芳志之者其覚悟如何様ニ麥候^カ、身之事只

- 同 上
〔景勝一代略記〕 越佐史料卷五
御館方石不仕合ニ付勧事もなし、府中町人等もさよりなじて日
送也、春日山三八御館へ御行可^レ被成御支度有て、御人數相准、
六月十一日早天、一万余御勢二手に分て大場口。小田口より御た
たらニも兼而其聞へあれ、七十余手に分て小田口へ上杉十郎
殿、大モ口へ山本寺伊予守三千余口出向、延命寺の竹藪を後
一の士なれ、春日御勢五千余ついて、御館方の衆も隨
かうよどみる處三、小田口合戦方散くまけ、大将十郎殿討死
也、館方兵共あふけの橋迄引退也、大場口へおた方少きおへ共、
小田口やふれけるを、敵後からかりけられ、其より右方深田へ追込まれ、おたらを
まれ叶へき様なかりけれ、敵後からかりけられ、其より右方深田へ追込まれ、おたらを
略○上又、爰元之様体可^レ有其間徳^一候、然而甲州一和之儀落着、
既、勝頼・典厩、警詞相調被^レ越候、館^レ為^レ手合^一、昨申衆木
田迄一手二手差越候、略○中
〔景勝公御書留〕 越佐史料卷五
○同日和議成立、昨今甲州兵木田に著陣
急度染^{一筆}候、仍當國惑亂、景虎景勝事負歎候之間、為^レ和
親媒介^一、与^レ風出馬、越府在陣、因^レ茲弥次郎方へ及鴻臚^一音問
候、自^レ先代^一入^レ魂之事候之条、弥無^レ諫^一様謹言可^レ為^レ喜悅候、
委曲大態可^レ申候、恐々謹言
七月廿三日 景勝
山吉掃部助殿 同玄蕃允殿 同四郎右衛門殿 仁科中務丞殿
〔上杉家文書〕 武田勝頼書状(切紙) 大日本史料
○同年八月二十日右和平媒介成就につき、景勝、勝頼の労を謝す
毛并青坂足贈賜候、珍重候、猶雇^レ秋山式部丞^一口上候之条、不能
就和平媒介成就^一、熊御音聞、欣悦候、殊太刀一腰^一腰包^一疋^一疋
候、謹言
八月廿日 景勝
〔上杉家文書〕 武田勝頼書状(切紙) 大日本史料
○天正六年七月十六日春日中屋敷に戰う
今日、敵相勣候之処、於^レ春日中屋敷^一尽^レ粉骨^一、無比類走廻感
候^一、^レ垂立^一近殿
七月十六日 景虎
〔上杉家文書〕 武田勝頼書状(切紙) 大日本史料
○天正六年八月十八日和平あつせん成らず、勝頼帰國
越佐史料卷五
〔相州文書〕 高座郡寿命院
節々被入^レ心、書中喜悦之至候、仍、此表之儀、無心元可^レ有^一
〔上杉家文書〕 武田勝頼書状(切紙) 大日本史料
○天正六年七月十三日勝頼の、御館方との和平媒介の労に対して
乗水右近殿
〔上杉家文書〕 武田勝頼書状(切紙) 大日本史料
景勝方音聞
○天正六年七月十三日勝頼の、御館方との和平媒介の労に対して

○天正七年三月十七日、上杉憲政・羽前・佐々木史料卷五
小倉民部口書略○中官龍様(管領上杉憲政)
御生害之日
三月十七日
右、御感状等し越申候儀ハ、不入物ニ候ヘ共、官様御生雪之年
号、薩摩二御座候ニ付テ、為其ニ有儘ニ字し指越申候
(天正)三月三郎殿と和融之為御扳官領様と若君様と御館へ之付
城四屋之城へ被差向之處、城中之籠衆、此御扳之儀兼而不存
同七年二月三郎殿と和融之為御扳官領様と若君様と御館へ之付
(天正)三月三郎殿と和融之為御扳官領様と若君様と御館へ之付
城四屋之城へ被差向之處、城中之籠衆、此御扳之儀兼而不存
候歟、又、如何様之儀哉覽、官領様と若君様を奉討捕略
○天正八年閏三月二十六日、景勝府中に一泊し、下越に発向せん

以^レ雷山殿助重芳問重候、抑去朔日、至^レ府中被動于支被得「大利」以後、為始東參館寄居數ヶ所被攻落、追日被屬御本意之由、誠御武勇之至無比類次第候、此上猶手堅御備専要候、委曲諸与彼口上候之間不能具候、恐々誰言事天正七二月廿一日上杉軍正少卿殿

〔越後古史闡書〕○同七年二月、東条館以下數カ所の寄居落ち、御館の陥落迫る
〔伊佐早文書〕○羽前・伊佐早謙氏所蔵
断り也、九月末にあれは雪つもらぬ内に退陣して、来年馬の足立
関東勢は勝頼を無心思ひ、頸城之郡へも不入、大事に思ふは
次第進發可然とて関東より来る四人の大将相談し、人數三千
引分、北条丹後守指副、老功之者とて篠羅出羽守を付て御館へ遣
はし、関東勢皆々帰る。本庄清七郎も関東帰る由聞、後悔す
る、関東様子皆々相連成故、勝頼も御館見放し給へはとて、御
館へ向ひるがて御城方へ入、在郷御館へ心寄る
に、先前も、御城へ米石つゝくるは、春日山西に当り、あるま。
くわとり。のふ。ほとまり、此四ヶ村也

同織部佐殿
横田右馬允殿○吉名
九月十九日
(天正十六)
景勝(花押)
如何被聞届候哉、拋是非、去廿八日納馬候、略
之候、甲州出馬景勝。三郎間之義、雖被執陵、双方旨趣、

○天正八年十月四日景勝、河隅忠清邸の失火を大に怨る
〔歴代古塞〕○羽前
越佐史料卷五
如三申越候一河才一所火事出来候由、誠以他國之者共見聞之處口惜
候、惣別始三兵部少輔(黒金景輔)留守中三、頼敷思、何も差置候ニ、大かた
之心へ不^レ念^レ不^レ及^レ申^レ是^レ非^レ候、殊更今度之儀者、甲州衆有^レ之而見
聞候事、中々可^レ申様無^レ之候、^ハいせいかやうに留守中油斷候か
と思処口惜候、菟角兵部事、物毎ゆたん咲止ニ候、今度火事之
儀、河す^レ事^ハ不^レ及^レ申^レ、何もくるわ^レ直と用心不^レ申付^レ、
召使之者共ニ申付候故、かやう之儀出来口惜迄候、此末加様之儀
出来候ハ^レ、兵部ニヨコふり可^レ申候、誰言
十^月四^日
景勝

○天正十八年十月一日、景勝、越中陣より證人の番を敵にするよう
指今
〔別歴代古案〕十
○天正十九年天正元月二日、景勝、越中陣より證人の番を敵にするよう
指今
人數(應)そくとして鳴津。小倉差越候、同意^三ふれ、何も其元打
立候様ニ可申付候、備又、昨日ハ天氣能、爰許能庄^ハ著候、定
而可^ハ大慶候、自先衆一如注進者、(源氏長親)松谷義敵追散候由申越候、
就之而も出馬早々可成候由豊前守自所申越候、此屢越中國手^ハ
入、敵悉可^ハ討^ミ事眼前ニ候、於備可^ハ心安候、雖無三申
迄候其^ハ元用心、諸証人番いかにも^ハ手堅可^ハ申付一事簡要候、
猶^ハ万吉重而謹言、

新発田因幡守殿
閏三月廿七日
(重家)

急度申造候、仍而昨廿六、至于此
ノ羽前書文藏氏大郎賀志^二
府内事上、

七六

○天正九年四月十五日越中の中質を春日町に収容するよう命ず
急度越候、仍而両地仕置悉出来之間、一兩日可納馬候、因茲板倉当地境よりかく以証人取其元召運候而於春日町彼者共可有之宿十計急度可被申付候、必々堅司申付候、為其申越言、卯未正九月十五日景勝

○天正十一年十一月二十一日景勝の色部長眞に対する在府免許状
任詔書之旨、國中靜謐之上、諸士膝下召寄候共、於其方者、在府可免許候、但至軍役等者、如前々嚴重可勤之者也、仍而件

上杉年譜八十二
越佐史料卷六
天正十一年霜月廿一日景勝(花押)

(長)真理大夫殿
(色部文書)
色部修理大夫殿
○翌日色部長眞家来に与え景勝の過所状

○天正十一年十一月二十一日景勝の色部長眞に対する在府免許状
任詔書之旨、國中靜謐之上、諸士膝下召寄候共、於其方者、在府可免許候、但至軍役等者、如前々嚴重可勤之者也、仍而件

上杉年譜八十二
越佐史料卷六
天正十一年霜月廿一日景勝(花押)

(長)真理大夫殿
(色部文書)
色部修理大夫殿
○翌日色部長眞家来に与え景勝の過所状

春日御城御普請、黒土上。若備中守、其外少給人迄百石付五人

役之分申付、自三月朔日、無油斷御普請司申付一事

所々御門橋以下被損之所、急處可申付事

一各備軍役しらへ御普請奉行其方被仰付候条、少賛貢仕、於

右油断者可為曲事一次第之事

右桑々被仰付候間、起請文仕、急處差士可申者也

慶長二年
一月十八日
山田雅榮助殿

慶長二年十一月一日仰せ付け、春日山諸役所番の人数の覚

上杉年譜三十三
穂本越佐史料

於春日山諸役所御番被仰付人数之覚

一百四拾六人
黒金上野介

一三十人
広居又五郎

河隅忠清守

一一十三人

以上百人十九人

右以人數御城中所々番奉行以下急處可相勤旨被仰出候

其方為御横目被堺副候条、無油斷御番所相改可申候、以

○天正十二年四月二十五日春日山城大手口の寄居を急ぐ
〔別歴代古案〕十一
越佐史料卷六
新発田罷通候者、致三乘付一祠人只今為差上候、於様体者彼者
才覺可申候、叔亦、信州口上口之儀、弥無御油斷被御申上尤
候、殊ニ大手口之寄居、御急御肝要候、其内自然横合等も到來候
而者、大切存候間、如斯申事候、下船之儀、至于今日相眷儀無
之候、若敵動候者、可及御往進候、万吉重而恐々謹言略〇中
四年正月廿五日
山出雲入道
秀能
山中岸宮内少輔
齊木四郎兵衛
直参与江兼続
參御宿所
○慶長二年一月十八日城普請の役を定め門橋以下の破損修理
稿本越佐史料

六千五百石 佐治 図書
其外家臣所々三要素ヲ備フ ○下略

都合四拾參万八千五百石
一
參万石不
御廟爰許江移候儀其元衆切々催促付而無是非此方丘移申書云
書云
御廟爰許江移候儀其元衆切々催促付而無是非此方丘移申書云
書云
御藏人同其廻
一
五千石
同年秋八月二日越府番日山不謫庵ヨリ讐信公尊体ヲ会津ニ移シ玉
フニ村テ、春日山大乘寺・妙觀院・宝幢寺御書ヲ下サル、其御
書云

○中略	都合四拾參方八千五百石	殘而老万五千五百石	余分	御廟爰詣訖移候儀其兀切々催付而無是非此方訖移申	候、左様候得者路次中又其許為始末・岩井・山岸・広居	差越候、様子委曲申付候御棺掘出別而空殿掩其體入三御	植候路次中自由候様堅可申付候兩三人衆及俗者構申	聞布候間能化衆又丁寧成出家衆兼而被仰付彼者其申様可申	藏王城美作守秀家	春日山城秀治本城	被成候少茂如在之御心入候者忽御罰司被相蒙候無	申迄候得共能々入念尤候身之相越候者直越其段可申	付之炮左様不成事候間不及是非候手前見申候而申付	新発田城溝口伯耆守	候通能々入念候事肝要候猶又五郎堅申合候誰言	堀監物嫡子雅衆助	同二男堀丹後守	扇山城柴田佐渡守ノ条二見ニ渡部城力	妙觀院神子田長門守	小倉主膳	下倉城柄尾城		
慶長參年卯月二日朱秀吉印	羽柴少太郎のへ	○中略	都合四拾參方八千五百石	殘而老万五千五百石	余分	御廟爰詣訖移候儀其兀切々催付而無是非此方訖移申	候、左様候得者路次中又其許為始末・岩井・山岸・広居	差越候、様子委曲申付候御棺掘出別而空殿掩其體入三御	植候路次中自由候様堅可申付候兩三人衆及俗者構申	聞布候間能化衆又丁寧成出家衆兼而被仰付彼者其申様可申	藏王城美作守秀家	春日山城秀治本城	被成候少茂如在之御心入候者忽御罰司被相蒙候無	申迄候得共能々入念尤候身之相越候者直越其段可申	付之炮左様不成事候間不及是非候手前見申候而申付	新発田城溝口伯耆守	候通能々入念候事肝要候猶又五郎堅申合候誰言	堀監物嫡子雅衆助	同二男堀丹後守	扇山城柴田佐渡守ノ条二見ニ渡部城力	妙觀院神子田長門守	小倉主膳	下倉城柄尾城
八月二日	景勝	○中略	都合四拾參方八千五百石	殘而老万五千五百石	余分	御廟爰詣訖移候儀其兀切々催付而無是非此方訖移申	候、左様候得者路次中又其許為始末・岩井・山岸・広居	差越候、様子委曲申付候御棺掘出別而空殿掩其體入三御	植候路次中自由候様堅可申付候兩三人衆及俗者構申	聞布候間能化衆又丁寧成出家衆兼而被仰付彼者其申様可申	藏王城美作守秀家	春日山城秀治本城	被成候少茂如在之御心入候者忽御罰司被相蒙候無	申迄候得共能々入念尤候身之相越候者直越其段可申	付之炮左様不成事候間不及是非候手前見申候而申付	新発田城溝口伯耆守	候通能々入念候事肝要候猶又五郎堅申合候誰言	堀監物嫡子雅衆助	同二男堀丹後守	扇山城柴田佐渡守ノ条二見ニ渡部城力	妙觀院神子田長門守	小倉主膳	下倉城柄尾城
同二男堀丹後守	天正六年十月廿八日	大乘寺	同二男堀丹後守	天正六年十月廿八日	八月二日	新発田城溝口伯耆守	堀監物嫡子雅衆助	同二男堀丹後守	天正六年十月廿八日	大乘寺	同二男堀丹後守	天正六年十月廿八日	八月二日	新発田城溝口伯耆守	堀監物嫡子雅衆助	同二男堀丹後守	天正六年十月廿八日	大乘寺	同二男堀丹後守	天正六年十月廿八日	八月二日		

〔頃城郡誌稿〕六

一里こそ、案内代十五文、小ふるしきのふるきを遣す、錢三十斗
は大豆村の内也、是る六十七興に行宿りに帰りて休ひぬ、城山周
ゆ、寺より東へ三丁斗り上り春日の社南向也、御朱印五十石、是
本城八十丁余あり、一重門の額春日山と書、輝虎の筆の由名字見
御朱印なり、寺の廟の山に越后殿源光院殿母義の墓ありとなり
りて愛宕村あり、次に番日山(林泉寺)とて洞家の寺あり、二百四十五石
山に綱切といふあり、御袋やしきの繼きてて三三所あり、山を下
り、乾谷異へ長三十三間斗横十四五間本城よりは四五丁も東方也、
異方より上り八丁也。本城の東くるみ平より東に馬場の跡ある
いう、女の居たる所とて南北二十五間東西十五間半なり、本城
の居られし所といふ、東へ下り一段半有て平地あり、くみ平と
本城の矢倉合十間四方斗なり、同東少下り御舟やしき、謙信の母
る也。本城の西後に五六間四方の井に水あるあり、其後平地少有
也、荒川共いふ、今町も三ゆ、海も見ゆ、東に出雲崎米山も見ゆ
八間斗、こゝにて南に遠く焼山、東に関川ゆ、今町(直江津港)へ繼く
ふ本城の南也、未より西北へ登り本城也、南北二十一間余東西十七

城の南也、道の左右は谷、南北一丁東西も同、是は三の丸とい
手も一三丁也、からやしき西東二十間南北三十間半なり、是は本
へごえ田地有、是ほりありといふ、左に首切場といふ有、是追進
面に向ひ也、左へして山間広き所追手の跡といふ、小坂を西

十七才のものを案内にて町中裏裏へ三丁半ゆく、輝虎の古城を正
夏四月戊寅朔、神揮し□□□□略
三月三十日中尾敷駿五左衛門方に泊る。

越後から信濃を経て、四月九日上野の郷里に帰るまでの旅日記。
(安永四年一月十八日高山彦九郎京都を立ち、北陸道を巡歷し、

乙未の春旅 高山彦九郎全集第一巻

○安永四年四月初日、高山彦九郎春日山に登る

宇佐美久左衛門様
荒川勘大夫様

森 三右衛門
磯野六郎右衛門
高田年寄
元禄九丙子年

五月
右衛門・池田八郎兵衛・吉田七兵衛、先祖數代相勤申候○中
而、先祖名體三賞不申候、福嶋以来森三右衛門・磯野六郎
で、於今相続相勤申候、春日山而之儀と年久敷儀故、申伝計
右衛門・池田八郎兵衛・吉田七兵衛、先祖數代相勤申候○中

元和五年巳未十月日 永見志摩守 吉次(花押)

可被「懇祈」旨被「仰出」者也
前越守謙信墓所江、越後國伊保野郡岩殿山内以高拾武石地、永

御寄附被成条、宜被致所務、雖急微少至、可被恒例供
具、然則從是已前住來寺衆無相違、不忘勤行、殊國家安全

○元和五年十月高田城主松平忠昌、謙信の墓所へ地を寄進

○元和五年五月指出高田町年寄覺書

月日」の日付けがある。

〔注〕右の繪者は、真行寺第十四世祐西で、「元和六年辛酉極

ルトキハ見ル也(下略)

云、其時大箇ノ橋モヒキ玉フ、直江津ニ今ニ古橋抗、水ノ干タ
ニ極木橋村ト云所ヲ見立ヒ、慶長年中ニ城ヲ築、是ヲ高田ト
石垣ノ中ニアリ、其後松平忠(守)御代ニ、福嶋ヨリ一里河上
屋ト云所アリ、是ヨキ要害ナリト城ヲ築テ福嶋ト云、今ニ古
昔ヨリ北国海道ノ橋アリ、是ヲ大箇ノ橋ト云、此東河ハタニ食
ノ河アリ、河ノ西端直江ノ浦トテ大千軒ノ町屋アリ、爰ニ往
略○上而ル處ニ、楳(越後守)殿御代ニ春日山ヨリ一里良ニ当テ大箇

佐次右衛門殿
松山左近書判
成瀬豊前書判
卯(長三七年)日

(中略)
同時代
本府内古小町三家を立、塙燒可申旨尤ニ候、諸役之儀ハ當年よ
り七年之間可為免許候

○元和六年十一月記述、大箇ノ橋・福島城・高田城のこと
〔頃城郡誌稿〕六

西南ノ隅ニ板殿ヲ造営有テ、尊体ヲ安置シ玉フ、
同月中旬尊体旅途志ナク金津ニ着玉フ、公自ヲ御差団有テ、城内

妙徳院春日村、今モ

一高田町年寄古來勤來候訊、春日山御城下以來、福嶋・高田ま

覚

○元禄九年五月指出高田町年寄覺書

月日」の日付けがある。

〔注〕右の繪者は、真行寺第十四世祐西で、「元和六年辛酉極

ルトキハ見ル也(下略)

云、其時大箇ノ橋モヒキ玉フ、直江津ニ今ニ古橋抗、水ノ干タ

ニ極木橋村ト云所ヲ見立ヒ、慶長年中ニ城ヲ築、是ヲ高田ト

石垣ノ中ニアリ、其後松平忠(守)御代ニ、福嶋ヨリ一里河上

屋ト云所アリ、是ヨキ要害ナリト城ヲ築テ福嶋ト云、今ニ古

昔ヨリ北国海道ノ橋アリ、是ヲ大箇ノ橋ト云、此東河ハタニ食

ノ河アリ、河ノ西端直江ノ浦トテ大千軒ノ町屋アリ、爰ニ往

略○上而ル處ニ、楳(越後守)殿御代ニ春日山ヨリ一里良ニ当テ大箇

聖人御伝鉛補照記

○元和六年十一月記述、大箇ノ橋・福島城・高田城のこと
〔頃城郡誌稿〕六

○元和六年十一月記述、大箇ノ橋・福島城・高田城のこと
〔頃城郡誌稿〕六

○津有郷下野田村新左衛門、惣百姓六人、春日山御林にて萬とて
ころ可^レ悉^ニ堀者也。⑨(裏面)

○山に入り朝四ツ時迄、晩八日有之内ニ出可^レ申、自然日暮出申
者於^レ有之ハ札を押置可^レ致^シ注進者也

丑三月二十三日 下村七右衛門 ⑩
野中弥右衛門 ⑪

○春日山城治革抄

○上廢城後は福島高田城主の領する処となり、春日山御林と称
し、明治維新に及びぬ。その後官有地となり、民有地に属したる
略

○此名城既保存に力を尽し、大正三年十一月、有志春日山保存会を設立し、御大典
記念園地とす。略。

○大正十一年財団法人春日山史蹟保存会文書 ⑫

○市高志春日山史蹟保存会を設立

○財団法人春日山史蹟保存会文書 ⑬

○市高志春日山史蹟保存会文書 ⑭

○山守中

〔注〕 頸城郡下之郷の御林六か所(右二林を含む)
○長池御林 春日山反別内北ノ瀧、字長池土手、東城、鷹狩場
安永十年廢シテ村中守リトス
松樹雜木林ナリ、山守四人、給米式儀ツ、代々領主ヨリ遣ス處
此ヶ所中屋敷村地内ニテ、此反別百六拾壱町三反武拾九歩
○春日山御林 字大手先護摩堂 本城屋敷木草 千貫門 御殿屋敷
山城屋敷 梅津谷 檜木草 畠沙門堂 老母屋敷
〔△頸城郡誌稿〕二 御林名稱
文化三寅年七月 小町間屋
丑年先規之通小町間屋共ニ被^為仰付、御代々相続仕候(下略)
買仕候^ハ共、小町間屋共儀古格之御定法を以願申候处翌年
被^為仰付、既ニ春日町ニ御高札迄御立被^為遊候て牛馬引請苗
統仕來申候、其後慶長十七子年春日町ニ間屋尙光相候處
依之小町^為御救^一、塙渡壳小壳共ニ奉^ノ御免許^一、御代々相
一小町間屋之儀往古春日山御在城以來被^為仰付、塙渡壳取捌仕、

○上略
○廢城後は福島高田城主の頃する処となり、春日山御林と称し、明治維新に及びぬ。その後官有地となり、民有地に属したる此名城跡保存に力を尽し、大正三年十一月、有志春日山保存会を設立し、明治七年なり、大正三年十一月、有志春日山保存会を設立し、記念園地となす。○下略

○大正十一年財団法人春日山史蹟保存会文書 ○高市

○財団法人春日山史蹟保存会文書 ○高市

○正第一四一六号

○春日山御林入の札(下野田佐藤家蔵)(表裏)

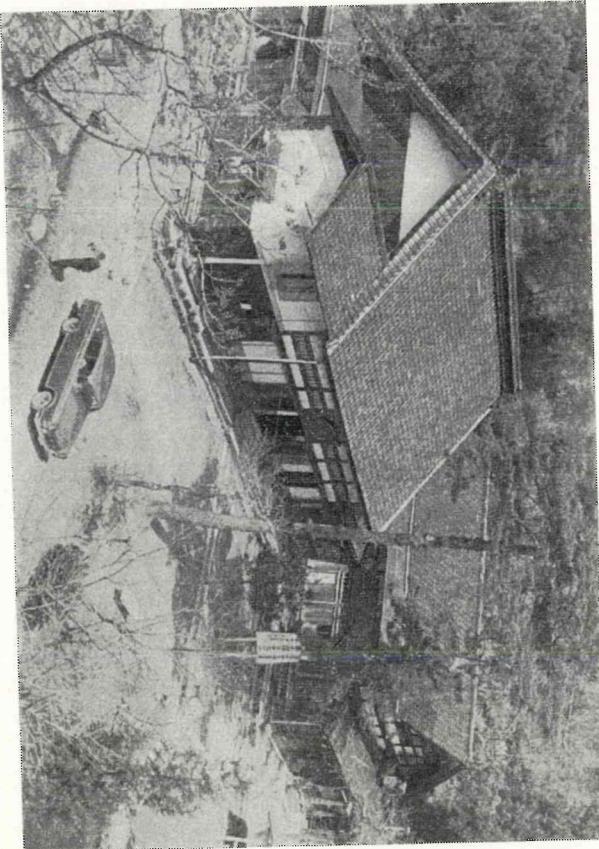
○春日山御林
春字大手先護摩堂
梅津谷增木草
鬼門沙門院
此ヶ所山城屋敷本城
千貫門御殿屋敷
老母屋敷
松樹雜木林ナリ、山守四人、給米式儀ツ、代々領主ヨリ遣ス處
安永十年廢シテ村中守トリス

○長池御林 春日山反別ノ内北ノ麓、字長池土手、東城、鷹狩場
注 頸城郡下之郷の御林六か所(右二林を含む)

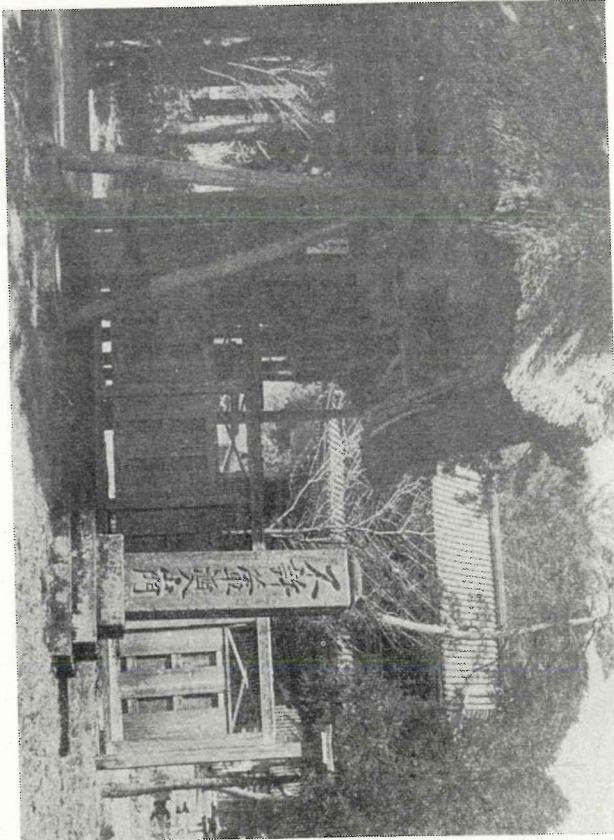
○春日山御林入の札(下野田佐藤家蔵)(表裏)

件許可大正十一年十月廿一日
内務大臣 水野鍛太郎 団
法財団春日山史蹟保存会寄附行為
第一章 目的 第一条 本財団ハ史蹟保存ヲ以テ目的ス
第二章 名称 第二条 本財団ハ財團法人春日山史蹟保存会ト称ス
第三章 事務所 第三条 本財団ハ事務所ヲ新潟県高田市東一ノ辻十八番ノ一
第四章 資産二闕又ル規定 第四条 本財团ノ基本財産ニ金七万六千五百六十円參拾四錢ト
設立者ヨリ左ノ方法に依り一時ニ寄附
金武千四百武拾四円參拾四錢 現金
公債券額面
金武千參百武拾五円
法財團春日山史蹟保存会所有
地及建物其他附属物一切ノ価格
第五条 基本財産ノ処分ハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルコト要ス
但シ前項ノ議決ハ評議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意アルコト

財團法人設立ノ義ニ付許可稟請
別紙常附行為ニ依リ、本郡春日山公園ニ属スル一切ノ財産ヲ寄附
一 日付ヲ以テ御許可相成度、此段及稟請候也
大正十一年五月十一日
新潟県中頸城郡長 島田 博國
内務大臣 床次竹二郎殿
上杉謙信公ノ遺蹟タル春日山城趾ヲ千古ニ伝ヘシ為、今上陛下
御即位記念事業トシテ大正四年郡費ヲ以テ公園ヲ設置シ、爾采園
民ノ遊覧場ニ供シ、一ハ以テ地方教化ニ資スル所鈔ナカラス、故
ニ郡制ノ廢止と共に之ヲ廢止スルニ忍ヒス、現ニ同公園ニ属スル
一切ノ財産ヲ寄附シ、本年七月一日ヨリ財團法人ヲ設立シ、以テ
永遠三城趾ノ保存ヲ図リ社会ヲ裨益セントスルニアリ
〔注〕大正三年十二月二十六日、中頸城郡が春日山城跡の田畠
山林宅地合計八一、○一坪を中頸城郡新道村(現高田市
大字樋場)加藤貢藏・同ヨシ西氏から買収した。



總門と三門



(第十六条・第十七条・第十八条・第十九条・第二十一条省略)

ス

但、町村数ニ異動ラ生シタルトキハ評議員ノ数ハ之ニ准シ増減選舉規則ニヨリ中頃城郡内各町村ノ公民主ヨリ一名ヲ選出ス

第十五条 本財団ニ評議員四十九名ヲ置ケ 評議員ハ別ニ定ムテ之ヲ定ム

第十四条 理事中ニ理事長若名ヲ置タ 理事長ハ理事ノ互選ヲ以

(第十二条第三十三条省略)

理事ハ評議員会ニ於テ之ヲ選挙ス 年トス但シ滿期ノ後再選スルコトヲ得

第十二条 理事(中頃城郡長ノ職ニ在ル者ヲ除ク)ノ任期ハ三年

一監事 五年以内

但シ内堀名ハ中頃城郡長ノ職ニ在ル者ニ委嘱ス

一理事 九名以内 在三市五町五村計十三市町村から一名ずつ評議員が選

に伴つて条項の改正があり、近年の市町村合併により、高田・直江津・新井の三市が加わった。昭和四十一年三月現

(注) 右は創設当時のものであったが、郡制廃止その他の変遷

(以下略)

第六条 本財団ノ経費ハ基本金ヨリノ収入、有志寄附金及雜収入

ヲ以テ之ニ充ツ(下略)

第七条・第八条・第九条省略す

ヲ要ス

第十二条 理事長ハ毎年一回評議員会ヲ招集ス

第十三条 評議員ノ任期ハ四年トス(下略)